

町職員が企業や公民館などに出張し、 マイナンバーカードの申請をお手伝いします。

出張申請のメリットは

- ①素早く申請できる
- ②顔写真代がかからない
- ③同じ場所で受け取りが可能

● 申込条件 (①から④の全てに該当する場合のみ)

- ① 申込団体内で申請が 10 人以上見込まれること
※ 10 人未満の場合はご相談ください。
- ② 午前 10 時から午後 4 時までの間で実施できること (土曜、日曜、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く)
- ③ 町内企業、グループ (自治会やサークル活動含む) であること
- ④ 申込団内で申請会場及び机・椅子の確保、当日の案内・誘導・関係書類の取りまとめや配布・広報周知が行えること

● 対象者

- ① 町に住民登録していること
- ② 職員が訪問した際に対面できること
- ③ 申請日から約 2 か月以内に転居や転出の予定がないこと
- ④ 申請に必要な書類などを持参のうえ、会場に来所できること
※ 15 歳未満は親権者の同伴が必要です。



マイナンバーカード 出張申請を始めます

● 申込方法

役場税務住民課住民係にマイナンバーカード出張申請受付申込書・申請希望者一覧を提出してください (申請書類は住民係窓口で配布しています。またホームページからダウンロードもできます)。

マイナポイント申請期限延長

マイナポイント第 2 弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限が延長になりました。この機会にマイナンバーカードを申請してみませんか。期限が近くなると窓口の混雑が予想されますので、早めの申請をお願いします。

● **マイナポイント第 2 弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限** 令和 4 年 12 月 31 日 (土)

※ 役場窓口での申請を希望する場合は 12 月 28 日 (水) 午後 5 時まで

● **マイナポイントの申請期限** 令和 5 年 2 月 28 日 (火)

土曜日のマイナンバーカード 専用臨時窓口の開設について

大好評の土曜日のマイナンバーカード専用臨時窓口の開設日をお知らせします。平日に来庁できない人はぜひご利用ください。

● **とき** 11 月 19 日、12 月 17 日 土曜日の午前 9 時から正午まで (最終予約は 11 時 30 分)

※ 予約制 (役場税務住民課住民係まで)

※ 申請のみ予約可 (受取については予約できません)。

※ 土曜日の臨時窓口では、証明書の発行はできません。

※ 予約がない場合は、臨時窓口は開設しませんので、ご了承ください。

約 10 分で簡単申請

マイナンバーカードのスマホ申請

● 申請方法

「マイナンバーカード交付申請書」の QR コードを読み取る

申請サイトで内容を確認し、メールアドレスを登録する

スマートフォンで顔写真を撮影し、「顔写真登録画面」にあるアップロードをタップして登録する

申請者の生年月日等を登録する

登録完了です。1 週間以内にメールが届きます。申請に不備があった場合もメールが届くので必ずご確認ください

約 1 か月後に役場から「交付案内通知書」を送付します。内容を確認して受取予約を行ってください。

※ 窓口の混雑が予想されるため、早めの予約をお願いします。予約をしていない場合は受取をすることができません。

※ 役場税務住民課住民係の窓口でも申請できます。



● **問い合わせ** ▷ マイナンバーカードに関すること = マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120 (95) 0178 まで ▷ マイナンバーカードの出張申請、受取・予約に関すること = 役場税務住民課住民係まで